

公益財団法人 小笠原敏晶記念財団
令和6年能登半島地震 第5次緊急助成(現代美術・伝統工芸分野)
募 集 要 項

令和6年能登半島地震および令和6年9月能登半島豪雨による被害を受けた、現代美術／伝統工芸分野での活動・事業の復旧、復興を支援する助成プログラムです。

1. 趣旨・目的

令和6年能登半島地震および豪雨災害により被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

能登半島各地では、住民の皆さまと関係者の懸命な尽力により、日常生活の回復や文化的な営みの再開に向けた取り組みが進められてきました。当財団は、これまで4回の緊急助成を行ってまいりましたが、令和8年度も引き続き現地の状況や歩みを踏まえた助成を実施いたします。

当財団の文化・芸術助成は、現代美術(広く視覚芸術の分野において同時代の社会をまなざし、創造される実験的な表現や活動)を助成対象としていますが、本プログラムでは、被災地域における重要な文化インフラでありながら被害が甚大な伝統工芸分野にも対象を広げて助成を行います。現代美術、伝統工芸に関わる現地の皆さまが復旧・復興を進めていく一助になれば幸いです。

2. 助成の対象

【助成対象】

- 1) 令和6年能登半島地震および令和6年9月能登半島豪雨の被災地域で被害を受けた個人または団体による、現代美術分野、伝統工芸分野での活動・事業。
- 2) 同災害の被災者を支援する現代美術分野、伝統工芸分野における取り組み。
※ 当財団における「現代美術」の定義: 広く視覚芸術の分野において同時代の社会をまなざし、創造される実験的な表現や活動

【助成対象期間】

一律の定めはありませんが、申請活動・事業が複数年に及ぶ場合は、毎年度末(3月末日まで)に中間報告書を提出いただきます(「9. 報告の義務」の項参照)。

3. 申請の資格・制限

- ・ 日本の現代美術分野または伝統工芸分野で活動する個人または団体。
- ・ 団体の法人格、営利／非営利の別は問いません。
- ・ 同一の個人、団体が複数件申請することはできません。
- ・ 原則として、助成を受ける本人が申請してください。
- ・ 過去に当財団から助成を受けている場合は、報告書(当財団が依頼した追加資料および確認事項を含む)を提出していること。

※ 第1次～第4次の採択活動を継続中で、同一活動を申請する場合

- ① 第1次～第3次: 中間報告書を毎年度末(3月末日迄)に提出済みであれば申請可能です。
- ② 第4次: 活動を継続中の場合は、2026年9月末日までに、申請時点の活動状況を中間報告書

(活動報告書・会計報告書)としてメールにてお送りください(送付先:contact-arts@ogasawarazaidan.or.jp)。

4. 助成金額

助成総額: 7,000 万円(予定)

1 件あたりの助成額: 50 万円～300 万円(予定)

5. 助成金の使途

活動・事業の復旧、復興と、今後の継続的な展開に必要な費用、または被災者を支援する取り組みに必要な費用。支援活動における宿泊代、交通費、日当等も対象とします。

6. 募集から助成金交付までのスケジュール

1) 募集期間: 2026 年 7 月 10 日(金)～2026 年 9 月 17 日(木) 12 時(正午)締切(厳守)

2) 採否の通知: 2026 年 12 月末日以降(予定)。審査終了後、結果通知。

3) 助成金交付: 2027 年 1 月以降(予定)

※当財団と助成対象者間の覚書締結後、助成金の支払い手続きを進めます。

7. 申請の方法

所定の電子申請システムで、「復興活動」「支援活動」のいずれの区分で申請してください。

URL: [小笠原敏晶記念財団 電子申請システム](#)

【提出書類】

① 申請者情報: システムのフォーマットに従い入力

② 申請書: WORDの様式をダウンロードし、入力後、PDF形式でアップロード

③ 任意添付資料: PDF形式でアップロード

※ 郵送、持ち込みによる申請は受け付けておりません。被災によって通信手段が限られている場合は、事務局にご相談ください(e-mail: contact-arts@ogasawarazaidan.or.jp)。

※ 申請に関わる費用は申請者が負担してください。

※ 提出書類は返却いたしません。

※ 電子申請システムは操作に時間がかかる場合があるため、余裕をもって申請してください。

8. 選考の方法

1) 審査・選考方法

当財団の文化・芸術分野の選考委員および必要に応じて選出した有識者で構成する選考委員会において選考を行います。

2) 審査・選考の視点

① 緊急度

② 被害の程度

③ 当該領域における影響度(文化インフラ、創造・表現活動のエコシステム存続における影響度)

④ 助成による支援効果

3) 採否の通知

審査・選考後、申請者全員に、メールおよび電子申請システムのマイページ上にて通知します。

※ 審査結果に関するお問い合わせには対応いたしかねます。ご理解のほどお願い申し上げます。

9. 報告の義務

- 1) 活動・事業終了後3カ月以内に、また、複数年にわたる取り組みは、中間報告書を2028年3月末を初回として毎年度末(3月末日迄)に、以下の報告書を提出してください。

① 活動報告書

実施工程、本助成によって達成できたこと、得られた成果、将来への展望などに関する報告

② 会計報告書

助成金の使途の報告と証拠書類(証憑)のコピー

- 2) 採択後に申請内容を変更する必要がある場合は、速やかに「申請内容変更届」を提出してください。確認後に承認の可否をご連絡いたします。

※ 採択活動の目的や趣旨自体が変わってしまいかねない変更は、原則承認いたしかねます。

10. 助成の公表について

助成対象者の氏名(アーティスト名など、対外的に用いる名称も含む)、団体名と申請活動名を、当財団ウェブサイトや刊行物等に公表いたします。申請案件には何らかの名称(活動テーマ等、活動内容の名称化)を設定してください。

助成を受けた活動に関係する広報物や印刷物には、当財団の助成を受けた旨を明記し、ロゴを掲載してください。

11. 著作権

本助成に関わる成果物の著作権は、すべて助成対象者に帰属します。

なお、当財団の広報資料や制作物に、事前に許可を得たうえで、報告書等に掲載された文章や画像を使用することがあります。

12. 個人情報の取り扱い

申請時に提出された個人情報は、事業目的の範囲内で、かつ業務遂行に必要な限度内で使用します。事前に同意を得ることなく、第三者に提供することはありません。

13. 資格の取り消しと助成金の返金

- 1) 虚偽の申請内容が確認された場合、今後も含めて申請資格を取り消します。
- 2) 助成金受給後、申請内容に虚偽の事実が判明した場合、採択を取り消し、返金を求めます。
- 3) 所定の期間内に報告書の提出がない場合は、返金を求めることがあります。
- 4) 実際の支出額が助成金支給額を下回った場合は、差額の返金を申し受けます。

14.確約

申請者は、反社会的勢力と関係する者ではないこと、および申請活動は特定の政治・宗教活動を目的としていないことを確約してください。

以上、本募集要項のすべての内容を確認・承知したうえで申請してください。申請についての不明点は下記事務局までe-mailでお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

公益財団法人 小笠原敏晶記念財団 事務局 文化・芸術担当

E-mail: contact-arts@ogasawarazaidan.or.jp URL: <https://ogasawarazaidan.or.jp>

事務局営業時間: 9:00～17:00(月～金) ※土・日・祝日、年末年始、夏期などの特別休暇を除く

〒108-0014 東京都港区芝 5 丁目 27-6 泉田町ビル 4F

以上